



消費生活センター かわら版



- 緊急時の駆けつけサービスのトラブルにご用心! (1,2面)
- 訪問取引お断りシールを配布しています (3面)
- 悪質な訪問販売にご用心! (3面)
- 消費生活講座のご案内「知って防ごう! 水回りトラブルあれこれ」 (4面)

発行元：京田辺市消費生活センター 令和7年1月発行

ご用心!

緊急時の駆けつけサービスの トラブルにご用心!!! (その1)

水回りのトラブル、鍵の修理・交換、害虫等の駆除などのトラブルの対応を行う「緊急時の駆けつけサービス」に関する相談が多発しています。



事例① トイレ修理で思わぬ高額請求!

トイレが詰まり、以前ポストに入っていたマグネット広告(磁石でできた貼り付けシート)の事業者を呼んだ。来訪した事業者は「便器ごと替えないと大変なことになる」と言われ、便器を全部交換することになった。高額だったが、本当に必要な工事だったのか今となってはわからない。

事例② 水漏れ修理 ネットで探した業者から高額請求!

蛇口の水漏れ修理のためにインターネットで検索して「見積もり・出張料無料」とあった事業者に来てもらった。来訪した事業者は蛇口を取り外し「内部の状態も良くない、全体の交換が必要」と30万円の見積書を出してきた。高額なので断ると、出張料・蛇口取り外し料3万円を請求された。怖かったので支払ったが、広告に記載された内容と異なり納得いらない。

次のページに続く

ご用心!

緊急時の駆けつけサービスの トラブルにご用心!!! (その2)

事例③ 鍵開けを頼んだら想定外の高額請求!

鍵をなくして家に入れなくなった。スマートフォンで調べると「鍵開け6,000円～」とあったので、事業者を呼んだ。
来訪した事業者「特殊な鍵なので6万円かかる」と言われ、高額だが仕方が無いと思い支払った。後で調べたら他の事業者に比べ2倍以上の金額だった。



事例④ ゴキブリ駆除を頼んだら広告より高額な請求をされた!

部屋にゴキブリが出たので、スマートフォンの広告に「ゴキブリ退治800円～」とあったので事業者へ電話をして来てもらった。ゴキブリを退治した後に、「もっとゴキブリが潜んでいる。薬剤散布をした方がいい」と言われ頼むことにした。基本料金と、薬剤散布代等、合計7万円を請求された。よく考えると高額ではないか。

《アドバイス》

- ★ 広告(チラシ、インターネットを含む)に表示された料金をうのみにせず「見積もりだけでも料金がかかるのか」「キャンセル料はかかるのか」など事前に確認しましょう。
- ★ 複数の事業者から見積りを取り、内容や料金をしっかり確認しましょう。
- ★ 戸建ての場合は住宅メーカーや施工業者、賃貸住宅の場合は大家や管理会社に緊急時の対応について聞いておきましょう。
- ★ 事業者の訪問時はできるだけ家族や知人に立ち会ってもらい、作業前に内容や料金を確認しましょう。納得いかない場合はきっぱりと断ることが大切です。
- ★ 緊急時に備え、事前に信頼できる事業者の情報を収集しておきましょう。
また、水漏れなどの場合のために、自宅の止水栓の位置と止め方を確認しておきましょう。



**一人で悩まず
早めに相談!**

京田辺市消費生活センター
☎0774-63-1240
(相談専用)

【平日】9時～12時・13時～16時
京田辺市役所3階 産業振興課内
(事務専用)0774-64-1319
(FAX) 0774-64-1359



悪質な訪問販売にご用心!!!

消費生活センターには、訪問販売、訪問買取りでしつこく勧誘され、断り切れず契約してしまったが、解約したいという相談が多数寄せられています。

<事例> 無料点検に応じたら高額なリフォーム工事に!

「近所で工事をしている。お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検しましょうか」と事業者が来訪。無料ならと思い見てもらうことにした。屋根の写真を見せられ「このままだと次の大雨で大変なことになる」と言われ屋根修理を頼むことにした。その後、家を建てた事業者を確認してもらったら問題がないと言われた。



消費者庁イラスト集より

《アドバイス》

- ★突然訪問してきた事業者簡単に点検させないようにしましょう。
- ★「市役所から委託を受けて点検に行く」「市の条例で住宅の調査が必要になった」と嘘の電話をかけてきて訪問する事業者もいます。(昨年10月、消費生活センターに多数の相談が寄せられました)
- ★修理を勧められてもその場で契約せず、別の専門家に確認してもらったり、他の事業者から見積りを取りましょう。
- ★他には「床下を点検する」「排水管を点検する」「汚水ますの点検をする」と言って訪問してくるケースもあります。「あそこが悪い」「ここが悪い」「放っておくと大変なことになる」と不安にさせて契約を勧めてきます。

訪問取引お断りシール!

訪問販売・訪問買取りを望まない人は **お断りシール** を活用しましょう!

警告! これを無視して勧誘を行った場合、京都府消費生活安全条例違反となります。

訪問取引お断り!

京都府田辺警察署
京都府田辺消費生活センター

困ったら すぐ相談! 特殊詐欺にご注意!

- ・京田辺市消費生活センター 0774-63-1240
- ・国民生活センター休日相談 局番なしの 188
- ・京都府田辺警察署 0774-63-0110

電話でお金 それはサギ!

玄関先や電話器の横などに貼って活用を!

消費生活センターでは、被害防止のため「**訪問取引お断りシール**」を配布しています。ぜひ活用してください。

突然訪問があっても…

- ★ドアを開ける前に「**どちらさまですか?**」「**ご用件はなんですか?**」と確認し相手がはっきりと答えないときはドアを開けてはいけません。
- ★断りたいときは「**いりません、お帰りください!**」ときっぱり伝えましょう。
- ★断っている人に勧誘を続けることは「**特定商取引法**」で禁止されています。
また、このシールを無視して勧誘を行った場合、**京都府消費生活安全条例違反**となります。
- ★断っても勧誘を続けられた場合は、事業者名・電話番号を聞いて消費生活センターに相談してください。
帰らない場合は警察に通報しましょう。

訪問取引で契約した場合、法律で定められた書面を受け取ってから8日以内など、要件を満たせば**クーリング・オフ(契約の解除)**ができます。

知って防ごう！水回りトラブルあれこれ

蛇口やトイレなど水回り品のしくみやお手入れ、困った時の応急処置、業者さんへの依頼方法など、水回りのトラブルについて、具体的に学べる講座を企画しました！多数のご参加お待ちしております！

2月14日 金 13:30～15:30
中央公民館 第一研修室

- **講師**：京田辺市上下水道協同組合理事長 西堀 政信さん
京田辺市上下水道部 職員
- **定員**：30名（先着順）／対象：市内に在住・通勤・通学の方
※託児あり：対象は1才から就学前の子ども
（託児の締切りは2月3日（月） 申込状況によっては受け入れできない場合もあります）
- **申込・問合せ先**：京田辺市消費生活センター
☎（0774）64-1319
電話か二次元フォームからお申込みください👉
- **主催**：京田辺市・くらしの井戸端会議



出前講座を活用しませんか？

講師料：無料

京田辺市出前講座

〈メニュー〉

- ① あなたは大丈夫？
悪質商法にご用心！（一般向け）
- ② 高齢者をねらう悪質商法
（見守りの方向け）
- ③ インターネットトラブルあれこれ
など

- ご参加は10人以上から。
- 区・自治会、老人クラブ等の地域活動で活用してください！



詳細はこちら

ミニ出前講座 体験型！ネット通販安全講座

講師・スタッフが、申込者の用意した会場に出向く新タイプ！実際に、自分のスマートフォンを使って学びましょう。

※スマートフォンの操作習得が主目的の講座ではありません。

- 所要時間：平日の1時間30分～2時間程度
- 定員：2～5人まで。
- 会場：市内（個人宅を除く）
例：公民館や区・自治会の会館など。



詳細はこちら